

時間外労働  
休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）			
一般乗用旅客自動車運送事業		〇〇タクシー株式会社		〇〇市〇〇町×-×-× (TEL 〇〇〇-〇〇〇〇)			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間		期間
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）	
①下記②に該当しない労働者	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるためほか（詳細は別添協定書記載のとおり）	別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	1週40時間 1日8時間	別添協定書記載のとおり		平成〇年4月1日から平成〇年3月31日まで
②1年単位の变形労働時間制により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間
季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるためほか（詳細は別添協定書記載のとおり）		別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	毎週2日 国民の休日	別添協定書記載のとおり		

協定の成立年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 〇〇タクシー労働組合委員長 [又は 乗務員]  
氏名 〇〇 〇〇 印

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者）の選出方法 話し合いによる※協定の当事者が労働組合である場合は記入不要  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

使用者 職名 〇〇タクシー株式会社 代表取締役  
氏名 〇〇 〇〇 印

〇〇労働基準監督署長 殿

記載心得

- 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとする。
  - 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。
  - 「1日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
- ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。
- 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。

(別添)

### 時間外労働及び休日労働に関する協定書

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇タクシー労働組合委員長〇〇〇〇（〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇）は、労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1 週 40 時間、1 日 8 時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ 1 日 8 時間、1 週 40 時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週 1 日又は 4 週 4 日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第 1 条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第 2 条 甲は、就業規則第 〇 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満 18 歳以上の者)	延長することができる時間			期 間
				1 日	1 日を超える一定の期間(起算日)		
					1 箇月 (毎月 1 日)	1 年 (4 月 1 日)	
① 下記②に該当しない労働者	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者	30	6	50	450	平成〇年 4 月 1 日から平成〇年 3 月 31 日まで
		自動車整備士	5	5	45	360	
	事故その他業務上の必要に応ずるため	運行管理者	4	5	45	360	
	毎月の精算事務のため	事務員	3	4	45	360	
② 1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者							

この欄は、「1 年単位の変形労働時間制」が適用される労働者がいる場合に記入します。  
いない場合は、①の欄のみの記入となります。

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）に定める 1 箇月についての拘束時間及び 1 日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻	期間
季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者	30	・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ勤務割表で定められた始業及び終業の時刻とする。	平成〇年4月1日から平成〇年3月31日まで
	自動車整備士	5		
事故その他業務上の必要に応ずるため	運行管理者	4	・法定休日のうち、4週を通じ2回 ・始業時刻 午前8時 ・終業時刻 午後5時	平成〇年4月1日から平成〇年3月31日まで
毎月の精算事務のため	事務員	3		

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第5条 第2条の表における1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。

2 本協定の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇タクシー労働組合

委員長 〇〇〇〇 印

〔 〇〇タクシー労働組合  
労働者代表 〇〇〇〇 印 〕

〇〇タクシー株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印